





変更する項目によって、ご提出いただく確認書類がございます。  
別紙「ご提出いただく書類について」をご確認ください。

**商号又は名称**

商号又は名称を変更される場合は、当社へお届けの変更前の商号又は名称をご記入ください。

**届出印がわからない場合**

実印を押印いただき、印鑑証明書のコピーをお送りください。その場合、「新たに登録する届出印」欄に、登録する届出印を押印してください。

**利用者登録事項変更届（法人用）**  
(変更記録請求書 兼 機関利用委任状)

株式会社 宛  
 ましたので以下の通り変更を届けます。  
 場合、Tranzax電子債権株式会社への電子記録債権の記録請求および、  
 記録請求にかかる一切の取扱いに関わる権限を、変更後の取引担当者委任します。  
 また、Tranzax電子債権株式会社が、当社の代理人であるTranzax株式会社に本届出事項についての情報を提供することに同意します。

**届出印（必須）**

**変更する項目についてのみ下記ご記入ください。**

商号又は名称	フリガナ	デンシサイケンケンセツカブシキガイシャ			新たに登録する届出印
	名称	電子債権建設株式会社			
代表者	フリガナ	デンシ シロウ	役職名	代表取締役	<input type="checkbox"/> 農業/林業/漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 卸売/小売業 <input type="checkbox"/> 金融業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	氏名	電子 次郎	生年月日	西暦 1950 年 1 月 1 日	
取引担当者	フリガナ	ニホンゴロウ			〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-1 虎ノ門マンション1100号
	氏名	日本 五郎			
取引担当者	部署名	経理部			西暦 1970 年 1 月 1 日
	役職名	部長			
決済口座	金融機関コード	9 9 9 9	支店コード	9 9 9	預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 口座番号 (7桁) 0 1 2 3 4 5 6
	口座名義 (カタカナ等)	デンシサイケンケンセツ(カ)			
実質的支配者	フリガナ	デンシ シロウ			個人名又は上場企業 住所 東京都港区虎ノ門2-2-2
	氏名	電子 次郎			
実質的支配者	生年月日	西暦 1950 年 1 月 1 日 ※個人の場合のみ			利用者との関係 <input type="checkbox"/> 議決権の持ち分比率が25%を超える <input type="checkbox"/> 法人を代表しその業務を執行する個人 <input checked="" type="checkbox"/> 議決権の持ち分比率が50%を超える <input type="checkbox"/> 法人収益総額の25%超の配当金の受取り <input type="checkbox"/> 出資・融資・取引等関係を通じ事業活動に影響力がある <input type="checkbox"/> 法人収益総額の50%超の配当金の受取り
	外国PEPs	「外国の重要な公人」に <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する → (具体的な職および地位: )			

ご提出いただく書類について【法人のお客さま】までご確認ください。確認書類のご提出をお断りいたします。

までお願いいたします。  
 customer@tranzax.co.jp  
 700-057

ヶ谷4-2-11 さくら浦和ビル  
 社

Tranzax株式会社		Tranzax電子債権株式会社	
年	月	日	日
検印	係	検印	係

利用者番号 (2023.02)

**取引担当者**

運転免許証等の本人確認書類をご提出いただけるご担当者をご指定ください。

**代表者**

役職名と生年月日は必ずご記入ください。

**実質的支配者**

変更後の実質的支配者が二人以上になる場合は、当社HP掲載の実質的支配者届出書をご提出ください。

■ご提出いただく書類について【法人のお客さま】

下記の書類についてご提出をお願いします。

合併・分社	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> カスタマーセンターにお問い合わせください tel : 0120-700-057 e-mail : customer@tranzax.co.jp
商号の変更	
必須 (コピー)	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
代表者の変更	
必須 (コピー)	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
適宜	<input type="checkbox"/> 実質的支配者届出書 ※実質的支配者が二人以上追加または変更となる場合は、弊社ホームページからダウンロードしてご提出ください。
届出印の変更 (届出印不明の場合)	
必須 (コピー)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑証明書 ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
登記上の本店所在地の変更	
必須 (コピー)	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
連絡先住所の変更または新規登録	
いずれか一つ (コピー)	<input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 ※当社に到着時点で領収日又は発行年月日から6カ月以内のものに限ります。
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 ※当社に到着時点で領収日から6カ月以内のものに限ります。
	<input type="checkbox"/> 公共料金 (電気、ガス、水道水、電話 (携帯電話不可)、NHK) の領収証書 ※当社に到着時点で領収日又は発行年月日から6カ月以内のものに限ります。 また、ご提出いただく書類に連絡先住所、領収日又は発行年月日が表記されていることをご確認ください。
	<input type="checkbox"/> 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、 名称および連絡先住所の記載があるもの ※当社に到着時点で発行年月日から6カ月以内のものに限ります。
取引担当者の変更	
いずれか一つ (コピー)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 ※「免許証の条件等欄」「臓器提供意思確認書欄」は塗りつぶしていただき、表面・裏面ともご提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 各種保険証 ※「通院歴」「臓器提供意思確認書欄」は塗りつぶしていただき、表面・裏面ともご提出をお願いします。 また、裏面の住所欄には現住所が記入されていることをご確認ください。
	<input type="checkbox"/> パスポート (2020年2月以降発行の新パスポート不可) ※日本政府発行のもので、「本籍」は塗りつぶしていただき、顔写真、氏名、生年月日が確認できるページと、現住所が確認できるページのご提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード (通知カード不可) ※「臓器提供意思確認書欄」は塗りつぶしていただき、表面のみご提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 在留カード ※在留期限内のものをご提出ください。表面・裏面ともご提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 ※有効期限内のものをご提出ください。表面・裏面ともご提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 ※当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。また、「個人番号」「本籍」「住民票コード」が表示されていないものをご提出ください。 表示されている場合は塗りつぶしてご提出ください。

注) 取引担当者と代表者が同じ場合は、代表者の方の確認書類のご提出をお願いします。

(2023.02)

## ■ 実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能な「個人」をいいます。  
 どのような方が該当するかにつきましては、お客さまの事業形態によって異なります。（下図参照）  
 なお、上場企業とその子会社、国、地方公共団体(以下「上場企業等」という)も「個人」に該当します。

## ■ お取引に際して

弊社は法人のお客さまのお取引時に、実質的支配者を確認することが義務付けられています。

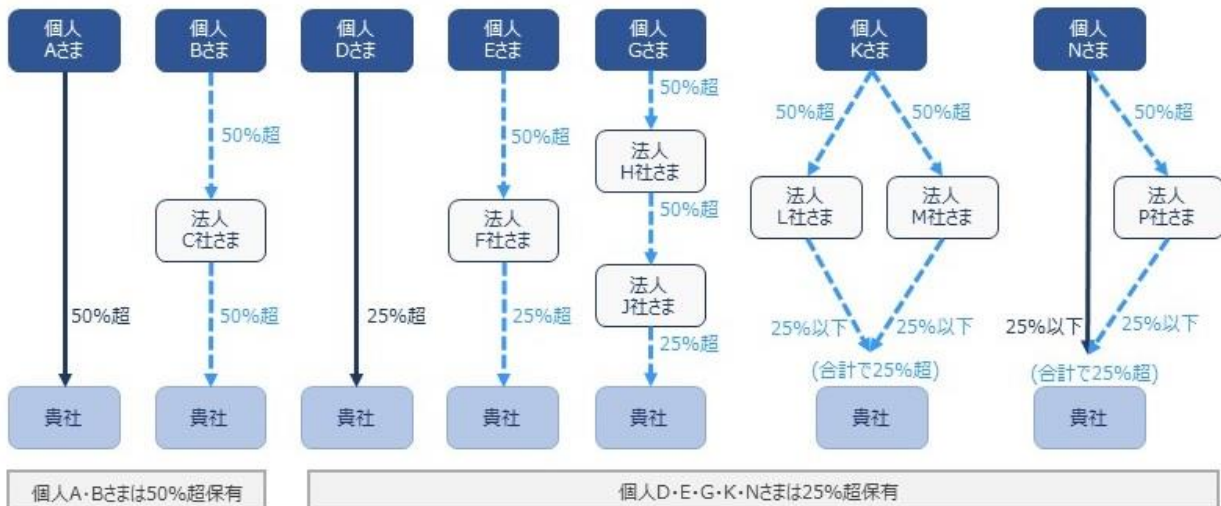
（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条1項4号）

下図より、実質的支配者に該当する方を個人まで遡ってご判断いただき、実質的支配者のご申告をお願いします。  
 また、ご判断の結果、上場企業等が実質的支配者に該当する場合、その上場企業等をご申告ください。

※上場企業等が議決権を保有する場合、下図の「個人」を上場企業等に読み替えてください。

法人の区分	該当する条件	実質的支配者に該当する方
お客さまが株式会社、投資法人、特定目的会社など、資本多数決法人である場合	議決権の50%超を保有する個人がいるか？	議決権の50%超を保有する個人1名のみ (これ以外の方は該当とはなりません)
	議決権の25%超を保有する個人がいるか？	議決権の25%超を保有する個人
	出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人がいるか？ (大口債権者、創業・創立者、会長等)	事業活動に支配的な影響力を有する個人
		法人を代表しその業務を執行する個人 (代表取締役など)
お客さまが持分会社(合名会社、合資会社および合同会社)、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人など、資本多数決法人ではない場合	法人の収益総額の25%超の配当を受け取る個人がいるか？	事業活動に支配的な影響力を有する個人と、 法人の収益総額の50%超の配当を受け取る権利を有する個人の双方
	法人の収益総額の50%超の配当を受け取る個人がいるか？	法人の収益総額の50%超の配当を受け取る個人1名のみ (これ以外の方は該当とはなりません)
	出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人がいるか？ (大口債権者、創設者、会長等)	事業活動に支配的な影響力を有する個人と、 法人の収益総額の25%超の配当を受け取る権利を有する個人の双方
	出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人がいるか？ (大口債権者、創設者、会長等)	法人の収益総額の25%超の配当を受け取る権利を有する個人
	出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人がいるか？ (大口債権者、創設者、会長等)	事業活動に支配的な影響力を有する個人
	法人を代表しその業務を執行する個人 (代表理事など)	

- 議決権ならびに配当を受け取る権利の比率(%)の計算では、これらの権利を直接保有、間接保有ともに対象となります。
- 「間接保有」とは50%超の議決権を保有する法人を通じて保有していることを指します。



## ■ 外国PEPsとは

外国PEPs（外国の重要な公人）とは、外国において以下の公的地位にある方を指します（犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）施行規則15条）。

- 外国の元首
- 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

## ■ お取引に際して

弊社は、以下(イ、ロおよびハ)に該当するお客様と取引等を行う際には、犯収法に基づき厳格な顧客管理を行っております。

（犯収法第4条2項3号、犯収法施行令12条3項）

お客様が以下(イ、ロおよびハ)に該当する場合は、実質的支配者届出書の「外国PEPsの申告」よりご申告くださいますようお願い申し上げます。

**イ** 外国PEPsに該当する方ならびに、過去に外国PEPsであった方

**ロ** 上記イ.に該当する方の親族（下図に該当する方で、日本人であるか否かは問いません）

**ハ** 上記イ.またはロ.に該当する方が実質的支配者となっている法人

